

仕 様 書

仙台管区気象台

契 約 件 名 仙台管区気象台燕沢宿舍受水槽清掃及び水質検査

業 務 場 所 仙台市宮城野区燕沢東三丁目 1 5 番 3 号

業 務 種 目 受水槽清掃・水質検査・加圧給水ポンプ動作確認

履 行 期 限 令和9年3月26日

監 督

発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

検 査

発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

一 般 事 項

- (1) この業務は「水道法」並びに「同法施行令」、「同法施行規則」及び「水質基準に関する省令」並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」並びに「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれらに基づく厚生労働省告示並びに仙台市小規模簡易給水施設指導要綱に定めるところによる。
- (2) 受注者は、「労働安全衛生法」及び「酸素欠乏症等防止規則」その他の法令の定めるところにより、責任者を置き、危害防止に必要な措置を講ずるとともに、当該設備の概要、状態等を十分把握すること。
- (3) 建物等に損傷及び危害を与えないよう注意し、疑義のある場合は、係官の指示に従うこと。
- (4) 実施時期は10月とし、実施日については、協議のうえ決定する。
- (5) 廃棄物は関係法令に従い適正に処分すること。
- (6) 作業終了後、検査報告書と作業の写真集を提出すること。

清掃・水質検査等

(1) 受水槽清掃

- ・受水槽内の清水は排水口または浄水専用の水中ポンプを使用して、受水槽内の排水を行うこと。水槽内の洗浄は、浄水専用のブラシまたは、高圧洗浄機を用い洗剤を使用して十分な水洗いを行うこと。また、底部に滞留する汚泥等についても水洗いの上、清潔な布でふきとること。
- ・水槽内部のパイプ等の点検整備を行うこと。
- ・水槽内部の消毒は、次亜塩素酸ソーダ溶液50ppm以上のものを使用し完全滅菌すること。
- ・水槽内の漏水及び亀裂の有無その他機能障害となる事項の点検を行うこと。
- ・清掃完了後、給水管のエア抜きを充分に行い通水に支障のないよう留意すること。

(2) 水質検査

- ・「受水槽清掃作業」終了後、事項の水質検査を行うこと。

No.	項目	基準値
1	一般細菌	100 以下/ml
2	大腸菌	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
5	塩化物イオン	200mg/L 以下
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下
7	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと

